

令和5年度 こども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題（1次公募）

調査研究 課題番号	調査研究課題名
1	出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究
2	病児保育の運営状況の把握に関する調査研究
3	こども・子育て支援の今後に関する先進的な取組事例の収集・検討に関する調査研究
4	延長保育の利用実態等の把握に関する調査研究
5	指定保育士養成施設及び実習先保育所の実習指導担当者に対する効果的な研修の在り方に関する調査研究
6	保育所等における低年齢児の保育の保育内容及び実践・運営状況に関する調査研究
7	保育所等における医療的ケア児の受入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究
8	放課後児童支援員等の人材に関する調査研究
9	児童厚生施設のあり方に関する調査研究
10	改正児童福祉法施行に向けた各種事業の実態把握等に関する調査研究
11	社会的養護関係施設等の経営実態及び施設等職員の勤務実態に関する調査研究
12	里親・ファミリーホーム・施設のあり方に関する調査研究
13	里親支援業務に関する普及啓発から効果的な人材育成に関する調査研究
14	被措置児童等虐待及び児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案の把握・検証等のあり方に関する調査研究
15	里親等委託推進に向けた効果的なアセスメント・マッチング手法等に関する調査研究
16	社会的養護に係る統計調査等の効果的な実施に関する調査研究
17	児童養護施設等のICT化による効果的な事務処理のための調査研究
18	都道府県等における次期社会的養育推進計画の策定推進等に向けた調査研究
19	家庭支援事業の適切な運用のあり方に関する調査研究
20	ひとり親家庭等への支援等に関する調査研究

2 1	こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の施行に向けた具体的運用に関する調査研究
2 2	意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究
2 3	ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究
2 4	統括支援員の育成に関する調査研究
2 5	こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究
2 6	母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築にかかる事例収集についての調査研究
2 7	児童相談所等における記録の保存等における調査研究
2 8	児童心理司の役割と人材育成についての調査研究
2 9	産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業
3 0	里帰り出産等の実態に関する調査研究事業
3 1	児童虐待防止医療ネットワーク事業及び医療機関における虐待通告等の実施に関する調査研究事業
3 2	こどもの心の健康に関する調査研究事業
3 3	いわゆる「こどもホスピス」に関する国内の取組と支援体制に関する調査研究

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1	<p>出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究</p>
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>出産・子育て応援交付金は、令和4年10月に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、令和4年度第2次補正予算にて創設された事業であり、孤立感・不安感を抱えがちな妊婦・子育て家庭への支援として、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と計10万円相当の経済的支援を一体として実施し、かつ、継続的に実施するものである。</p> <p>本事業の実施主体は市町村であり、伴走型相談支援の実施体制・実施方法や出産・子育て応援ギフトの支給方法等については、自治体の創意工夫により様々な方法が考えられる。本事業が全ての自治体において効率的・効果的に実施できるよう、各自治体における伴走型相談支援と出産・子育て応援ギフトの支給に係る実施状況や実施に当たっての課題等を国として把握しつつ、各自治体独自の創意工夫の取組事例を好事例として横展開していく必要がある。また、本事業は将来的には法律に位置付け、恒久的な制度として実施していくことを想定しており、その制度化の検討の中で、上述のような好事例の取組状況も踏まえつつ、事業実施の課題や恒久化に当たっての論点・あり方の方向性を整理しておく必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>I 調査研究 次の1～3を行うこと。</p> <p>1. 各自治体向けアンケートの実施 全都道府県及び市町村に対して、伴走型相談支援の実施状況・体制、出産・子育て応援ギフトの支給形態・方法、広域連携による取組の実施予定、本事業実施に係る課題等についてアンケートを実施し、回答を取りまとめる。</p> <p>2. 好事例の収集、事例集の作成 1による各自治体における伴走型相談支援や出産・子育て応援ギフトの支給に係る実施状況の把握結果を踏まえ、人口や出生数の規模等に類型化しつつ、各自治体独自の創意工夫の取組事例を抽出し、当該取組を行う自治体や対象者に対してヒアリングを実施するなどして好事例集を作成する。</p> <p>3. 事業課題の分析、あり方等の方向性の検証 1のアンケート結果や2の自治体へのヒアリング等を通じ、本事業の実施に係る課題を分析・整理（※）するとともに、全国的な事業の定着・充実に向けた対応や、恒久的な制度構築に向けた事業のあり方、対応の方向性を取りまとめる。</p> <p>（※）例えば、里帰り出産や転出転入時の自治体間の情報連携における手法や共有すべき情報に係る自治体からの意見聴取等を含む。</p> <p>II 検討委員会の設置</p>

	<p>I 2 及び 3 の検討に当たっては、当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設置し、この中で自治体ヒアリングや意見聴取を実施し、助言を求めることとする。</p> <p>なお、I 及び II の事務を進めるに当たっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>「想定される事業の手法・内容」 I 1 ～ 3 に対応する以下の成果物を提出すること。</p> <p>1. 各自治体向けのアンケートの結果 各自治体から提出された個票も含む。電子媒体で提出すること。</p> <p>2. 好事例集 伴走型相談支援の実施方法、出産・子育て応援ギフトの支給方法それぞれを盛り込んだものとする。なお、好事例集は全国の自治体に周知するため、ホームページへの掲載を前提とする。 電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>3. 課題分析、対応の方向性に係る報告書 電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>総務課少子化総合対策室（内線 4 8 2 6）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題2	病児保育の運営状況の把握に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に、病院・保育所等において一時的に保育を行う事業であり、安心して子育てができる環境の整備に資するとともに、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施するなど、その専門性を生かした地域支援にも取り組んでいるところである。</p> <p>しかしながら事業の特性として、病児保育事業は感染症の流行や、病気の回復等による突然の利用キャンセル等により事業運営の見通しが立てづらいといった点も指摘されており、厚生労働省では令和3年度予算において、安定的な提供体制を確保できるよう補助の仕組みを見直したところである。</p> <p>本調査研究では、今後の病児保育事業の在り方について検討を行うため、病児保育事業の運営状況や直近の収支状況の把握、当日キャンセルの状況や受入体制の把握、ICTの活用等による当日キャンセルの抑制方法等に関しての効果等について、情報収集を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>病児保育事業の運営状況を把握するため、病児保育事業所及び市町村に対して調査を実施し、取組事例の収集を行う。</p> <p>（1）運営状況等を把握するためのアンケート調査（自治体・事業所） 「令和4年度子ども・子育て支援交付金」の対象となった病児保育事業所の全数（約3,000 か所）に対して、調査票を送付し、回答の回収、集計を行う。</p> <p>〔主な調査項目〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の収支状況 ・職員の配置状況、兼務等の状況 ・利用手続きとICTの活用について ・当日キャンセルの発生状況と受入体制の状況 ・運営上の課題や問題点 等 <p>（2）病児保育事業所及び市町村へのヒアリング（10か所程度） 上記で収集した情報の中から、実施方法や実施に当たっての工夫、課題等についてヒアリングを行う。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>病児保育事業の運営状況等に関する調査結果及びその分析、取り組み事例などをまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 地域保育係（内線4848）

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題3	こども・子育て支援の今後に関する先進的な取組事例の収集・検討に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子ども・子育て支援法が平成27年に施行されてから7年が経過する中で、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳以上であれば保護者の経済的負担を要することなく幼児教育・保育を受けることができることとなったほか、累次のプランによる保育の受け皿の拡大により待機児童数は3,000人弱と減少してきている。（令和4年4月調査）</p> <p>さらに、令和3年の子ども・子育て支援法改正で、市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項として「子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項」を追加する規定が追加され、令和4年の児童福祉法改正で地域におけるかかりつけ相談機関としての役割を担う「地域子育て相談機関」が位置づけられたほか、未就園児の定期預かり事業やインクルーシブ保育など保育施設の機能の多機能化の方向性も示されている。</p> <p>地域に目を向けると、園児が農業などをとに行ったり、保育施設の厨房を活用して地域カフェ、子ども食堂、高齢者への配食を行ったりするなど地域づくりの取組を行っている地域もある。今後の人口減少社会においては、地域における様々な営みとも関わりながら子どもを中心とした地域づくりにつなげていく視点も重要になる。</p> <p>こうした状況も踏まえつつ、先進的な取組を行っている方々の考え方や実践を通して、現行制度や保育、子育て支援という枠にとらわれずに、将来的な地域における子育て支援の姿や制度の在り方について検討していく。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>地域での子育てに取り組んでいる先進事例実践者（数名程度）と、学識経験者（数名程度）などによる「10年後の地域における子ども・子育て支援の在り方を考える研究会」（仮称）を年3回程度開催し、その中で先進事例を収集するとともに、こども・子育て支援に係る中期的な課題を検討していく。（同研究会については令和6年度以降も継続して開催することを想定）</p> <p>※なお、本調査研究の実施に当たっては、こども家庭庁担当課と適宜協議をすること。</p>
求める成果物	<p>上記研究会を開催し、その中での先進事例や議論をとりまとめた報告書及び電子データ一式</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 企画調整係（内線4852）

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題4	延長保育の利用実態等の把握に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>延長保育事業の利用ニーズは高く、多くの保育所等で実施されているものの、利用手続きを含めた利用実態については十分に把握されていない現状がある。</p> <p>本調査研究では、延長保育の利用実態の把握に加え、登降園時間管理や費用徴収事務等の事務管理方法等について調査するとともに、事務負担軽減のための好事例（事務負担軽減の取組、ICTの活用方法等。）の収集や有識者（ICT事業者等）へのヒアリングを通じて、保育所等の事務負担を軽減する上で望ましいと考える自治体への報告様式例（モデル様式例）の作成を目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>延長保育を実施している保育所等の利用実態等を把握するため、保育所等及び市町村に対して調査を実施し、取組事例の収集を行う。</p> <p>（1） 利用実態等を把握するためのアンケート調査（自治体・保育所等） 全国の延長保育事業の利用実態等に関する基礎的なデータの収集を行う。</p> <p>（2） 保育所等及び市町村へのヒアリング（20か所程度） 上記で収集した情報の中から、事務管理方法や事務負担軽減のための工夫や課題についてヒアリングを行う。</p> <p>（3） 有識者（ICT事業者）等へのヒアリング 上記（1）（2）の情報をもとに、ICTの活用について有識者ヒアリングを行う。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>（1） 延長保育の利用実態等に関する調査結果及びその分析、取り組み事例などをまとめた報告書</p> <p>（2） 保育所等から市町村へ提出する事業実績報告書として望まれる報告様式例（モデル様式例）の作成</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 地域保育係（内線4848）

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題5	指定保育士養成施設及び実習先保育所の実習指導担当者に対する効果的な研修の在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>保育所等における保育人材の確保については、保育現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>このうち、新規の資格取得の役割を担う指定保育士養成施設においては、保育現場との協同により様々な取り組みを行い、学生が在学中に保育士として長く勤めていくという意識の涵養を図り、より多くの卒業生が保育現場に従事し、長く関わり続けるようにしていくことが期待されている。</p> <p>学生が保育現場に直接接することとなる実習先の保育所での経験は、学生の将来を大きく左右することとなるため、保育所での実習指導に質の差が生じないようにし、実習先における経験等を通じて、保育士としての責任感と使命感を育て、自らの職業に対する決意を固めてもらえるようにしていくことが必要である。</p> <p>このため、保育所で実習指導を担当する保育士に対して行われる研修と、指定保育士養成施設で実習指導に携わる職員に対して行われる研修の内容について整合性を図り、保育実習に当たり、実習のねらいや目標など両者が共通認識を持ちながら、学生に対して効果的な実習となるよう取り組んでいくことが必要である。</p> <p>なお、令和2年9月30日に取りまとめられた「保育の現場・職業の魅力向上に関する報告書」において、指定保育士養成施設と保育所の双方の実習指導担当者向けの共通研修の推進について提言されており、本調査研究の結果を踏まえ、今後、共通研修の実施の取り組みにつながることを期待される。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>指定保育士養成施設における実習指導、保育所や他の指定保育士養成施設との連携の実態、実習指導に関する共通認識を持つための取組やマニュアル・資料等を把握するとともに、指定保育士養成施設及び保育所の実習指導担当者が共通認識を持てるような研修のカリキュラム及び研修のための教材を作成し、今後、共通研修を実施する取り組みにつなげる。</p> <p>(1) 指定保育士養成施設に対するアンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設における実習指導の実態（取組状況・体制・課題等） ・実習指導に関する指定保育士養成施設と実習先の保育所との連携（交流内容、共通研修の実施、情報共有の方法、共通認識を持つための取組等） ・実習指導に関する他の指定保育士養成施設や保育団体等との連携（交流内容、共通研修の実施、情報共有の方法、共通認識を持つための取組等） <p>※ 上記の連携の際に保育実習に関する共通認識を持つためのマニュアルや資料等が活用されている場合は、それらを収集し、内容を分析する。</p> <p>(2) 先駆的な取組に対するヒアリング調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1) で把握した先駆的な取組を行っている指定保育士養成施設や保育団体

	<p>等について、具体的な取組内容を把握し、効果等について分析する。</p> <p>(3) 指定保育士養成施設及び保育関係者を含めた調査研究検討会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の(1)及び(2)の結果を踏まえ、既存の研修カリキュラム(国が委託事業として実施している保育所の実習指導担当者向けの「保育所等実習指導研修」、全国保育士養成協議会が実施している指定保育士養成施設の実習指導担当者向けの「実習指導者認定講習」及びその他の実習指導担当者向け研修)も参考としながら、保育所と指定保育士養成施設のそれぞれの実習指導担当者向けの研修カリキュラム及び活用可能な研修教材を作成する。 ・実習指導の効果的な実施方法、共通認識を持つための取組、カリキュラムや教材の活用方法などを示したマニュアル等を作成する。 <p>※ なお、調査研究を進めるにあたっては、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 保育所における実習指導担当者に対する研修等の実態調査結果及び効果的な研修の在り方(カリキュラム、実施方法等)等をまとめた調査研究報告書</p> <p>(2) 保育所及び指定保育士養成施設における各実習指導担当者に対する研修カリキュラム</p> <p>(3) 保育所及び指定保育士養成施設における各実習指導担当者に対する研修に活用可能な教材</p> <p>(4) 効果的な実習指導を実施するためのマニュアル等</p> <p>※いずれも紙及び電子データにより提出すること</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>保育課 保育士対策係(内線4954)</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題6	保育所等における低年齢児の保育の保育内容及び実践・運営状況に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>保育所等における低年齢（0～2歳）児の保育については、1・2歳児の保育所利用率の上昇などを背景に、平成29年に改定された保育所保育指針において、記載内容の一層の充実が図られている。これを踏まえ、「保育所等における確保・向上に関する検討会」の議論のとりまとめ（令和2年6月）において、3歳未満児の保育の具体的な実践の在り方が、今後特に検討すべき事項として挙げられた。</p> <p>一方、待機児童対策として低年齢児の受け皿整備が進められたことなどにより、地域型保育事業や新規開設園が増加する中、保育現場および保育所等を利用する子どもとその家庭の状況はより多様化している。</p> <p>このため、本調査研究事業では、様々な保育現場における低年齢児の保育の実態を把握した上で、保育の実践・運営上の具体的な課題と配慮事項等を整理・明確化するとともに、保育内容の充実に向けた取組等を収集することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1. 実態把握</p> <p>① アンケート調査</p> <p>全国の保育所等（地域性、施設種別、設置・運営主体の別、施設規模等による比較を含め、統計的に分析を行う上で十分なサンプル数を確保できるよう抽出）を対象に、低年齢児の保育の現状及び保育士等の意識について、データを収集、分析する。</p> <p>[主な調査項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一日の保育の流れ（延長保育を含む）と職員の体制 ・ 保育環境 ・ 保育内容 ・ 保育士等の子どもへの関わり（援助、言葉かけ等） ・ 健康及び安全の管理 ・ 保育の計画、記録 ・ 特に配慮を要する時期、子どもの具体的な配慮事項（入・転所直後の保育、障害のある子どもなど） ・ 職員間の連携、組織のマネジメント ・ 家庭との連携及び保護者に対する支援 等 <p>② ヒアリング調査（全国10～20カ所程度）</p> <p>保育の実践及び運営上の配慮や工夫、課題と感じていること、質向上に向けた取組等について、各現場の実情に応じた具体的な情報や事例を収集、分析する。</p> <p>2. 低年齢児保育の実践の在り方に関する検討</p> <p>実態把握調査の結果とともに、乳幼児期の発育・発達、心身の健康、安全管理等に関する近年の国内外の学術的な知見を踏まえ、保育の内容及び環境を中心</p>

	<p>に、実践・運営の在り方について検討を行う。</p> <p>※上記の調査、分析、検討を行うに当たり、必要に応じて有識者等の専門的な知見を有する者からの助言等を受ける機会を設けることとする。その際には、こども家庭庁担当課と協議すること。</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>(1) 上記1の調査による結果をまとめ、2による考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。</p> <p>(2) 上記1の②については、分析の結果、横展開が望ましい事例について好事例集として報告書に収録すること。</p> <p>(3) 調査・分析に用いた電子データ一式。</p>
担当課室・担当者	<p>保育課 保育指導専門官（内線4846）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

<p>調査研究課題 7</p>	<p>保育所等における医療的ケア児の受入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>保育所等における医療的ケア児の受入れにあたっての体制整備や支援のあり方に関するガイドラインを平成30年度に策定し、令和2年度に一部改訂したところであるが、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されるなど、その後の医療的ケア児と家族を取り巻く環境の変化や受入体制の状況等を適切に捉えたものにしていく必要がある。</p> <p>このため、保育所等における医療的ケア児の受入実態や市町村におけるガイドラインの策定状況、ガイドラインの項目に沿った実施状況、実施しているケアの項目等について実態把握の上、最新の状況を踏まえて令和2年度に策定した国のガイドラインの一部改訂を行うことを目的とする。</p> <p>また、医ケア法の附則で、「災害時においても医療的ケアが適切な支援を受けられるようにするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされていることから、災害時の避難マニュアルと災害後の事業継続計画（BCP）の策定に資する実態把握調査とモデル計画書の作成も併せて行うこととする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>医療的ケア児の受入等の実態の把握をするため、医療的ケア児を受入れている保育所等及び市町村に対して調査を実施した上で、有識者等で構成する検討委員会を設置し、ガイドラインの一部改訂と災害時の避難マニュアルと災害後の事業継続計画（BCP）の策定に資するモデル計画書の作成に向けた検討を行う。</p> <p>(1) 実態把握のためのアンケート調査（自治体・保育所等） 医療的ケア児を受入れている保育所等・自治体における、医療的ケア児の受入れ状況・実施方法等に関する基礎的なデータ・事例の収集を行う。</p> <p>(2) 医療的ケア児を受入れている保育所等及び市町村へのヒアリング（10か所程度） 上記で収集した情報の中から、ガイドラインを遵守し運営を行っている施設・市町村や、災害時の避難マニュアル等を作成している施設・市町村にヒアリングを行う。</p> <p>(3) 検討委員会の設置・検討 上記(1)(2)の結果等を踏まえ、ガイドラインの一部改訂と災害時の避難マニュアル等の策定に資するモデル計画書の作成に向けた検討委員会を行う。</p> <p>なお、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 医療的ケア児を受入れている保育所等・自治体の実態把握等に関する調査結果及びその分析などをとりまとめた報告書 (2) 医療的ケア児の支援に関するガイドラインの一部改訂</p>

	<p>(3) 災害時の避難マニュアルと災害後の事業継続計画（BCP）の策定に資するモデル計画書の作成</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 地域保育係（内線４８４８）

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題8	放課後児童支援員等の人材に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>放課後児童クラブについては、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受け皿整備や育成支援の内容の向上に関する取組について進めているところである。これに伴い、放課後児童クラブの登録児童数の増加に合わせて、従事する放課後児童支援員等の確保が求められる中、放課後児童クラブが持続可能な運営を目指していくためにも、安定的な人材確保策、人材養成方法等を多くの自治体や運営事業者に対して情報提供等することが求められている。</p> <p>特に、放課後児童支援員については、放課後児童対策に関する専門委員会等において、勤務時間等の労働環境や求められる専門性から、就労希望の喚起、従事者確保や就労継続、人材育成等に関する課題が指摘されている。また、放課後児童支援員認定資格研修を含めた人材養成のあり方についても検討が期待されている。</p> <p>本調査研究では、自治体や運営法人における放課後児童クラブにおける人材確保策や今後の放課後児童支援員等の人材養成カリキュラムや資質向上のあり方について、検討するための情報収集を行い、課題を整理し、分析することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究課題で想定する調査手法等は、次の通りとする。</p> <p>① 放課後児童クラブを設置している全市町村ならびに抽出した放課後児童クラブ運営法人に対して調査票を送付し、放課後児童支援員等の人材確保に関する情報を収集・集計・分析することにより、実態把握と今後の方向性に関する検討を行う。</p> <p>② 都道府県・政令指定都市・中核市、教育機関等における放課後児童支援員認定資格研修、放課後児童支援員等を対象とした資質向上研修をはじめとする人材育成や資質向上に向けた取組について、調査票による調査を行い、実態把握と課題の分析を行う。</p> <p>③ 予備調査や研究会の議論、調査票の回答内容から、①②のテーマに合わせて合計10ヶ所（人）程度（自治体や運営法人、講師等を担う有識者）を抽出し、ヒアリング調査を実施する。</p> <p>なお、本調査研究は、有識者や自治体職員等で構成する研究会を開催することとし、こうしたテーマに関して総合的に検討を行うこと。その構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁担当課と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>(1) 上記①②③の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。</p> <p>(2) 調査・分析に用いた電子データ一式。</p>
担当課室・担当者	<p>子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（内線4843） 児童健全育成専門官（内線4847）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題9	児童厚生施設に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童厚生施設については、屋内型の児童館と屋外型の児童遊園に大別されているところだが、両施設類型共に減少傾向にある。</p> <p>そのような中、児童館等の課題の現状把握と今後の方向性に向けての議論を目的として開催された放課後児童対策に関する専門委員会・児童館のあり方に関する検討ワーキンググループのとりまとめ（令和4年12月20日公表）において、児童館に期待される機能・役割等が拡張する中で、制度の見直しも将来的に見据える必要性等が指摘されている。</p> <p>特に、児童遊園の実態を把握し、そのあり方を検討することや、大型児童館の設置・運営の方向性を検討するためにも類似施設との比較等を実施することが求められる。</p> <p>本調査研究では、総合的に児童厚生施設に関する状況を把握し、課題を整理、分析することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究課題で想定する調査手法等は、次の通りとする。</p> <p>① 全市町村の児童遊園・児童館それぞれの担当部局に対して調査票を送付し、児童遊園の設置・運営状況ならびに児童館との関係性に関する情報を収集・集計・分析することにより、実態把握と今後の方向性に関する検討を行う。</p> <p>② 大型児童館全館ならびに類似施設に対して調査票を送付し、こどもや保護者が利用する施設の全国的な状況について実態把握を行い、今後の大型児童館のあり方に関する検討を行う。</p> <p>③ 予備調査や研究会の議論、調査票の回答内容から、①②のテーマに合わせて合計8ヶ所程度（施設、自治体）を抽出し、ヒアリング調査を実施する。その際に可能な限り、利用者の意見聴取を盛り込むこと。</p> <p>なお、本調査研究は、有識者や児童厚生員、自治体職員等で構成する研究会を開催し、児童厚生施設のあり方について検討を行うこと。その構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁担当課と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>（1）上記①②③の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。</p> <p>（2）調査・分析に用いた電子データ一式。</p>
担当課室・担当者	<p>子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（内線4843） 児童健全育成専門官（内線4847）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題10	改正児童福祉法施行に向けた各種事業の実態把握等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律に基づき、妊産婦等生活援助事業や里親支援センターの創設、児童自立生活援助事業の要件緩和、社会的養護自立支援拠点事業の創設が令和6年4月に施行される。</p> <p>円滑な法施行のためには、1) 妊産婦等に向けた生活支援、2) 里親や委託児童等に向けた包括的な支援、3) 社会的養護経験者等の自立に向けた支援などの自治体における現在の取組や地域の特性、ニーズなどの実態を把握し、適切な支援内容等の検討を進める必要がある。</p> <p>そのため本調査研究においては、以下の事項に関し、必要な調査等を実施し、今後の施策の策定及び普及に必要なデータを収集、分析し、施策に反映させることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>具体的な調査内容としては以下①から③について、自治体等に対してアンケート調査及びインタビューを実施し、各支援の実施状況やニーズや課題等、必要なデータを収集、分析する。</p> <p>① 妊産婦等支援の実態把握等</p> <p>産前・産後母子支援事業等を活用し、先駆的な取組を行っている自治体や民間団体等に対し、支援対象者や支援内容、支援体制の実態、医療機関・市町村その他関係機関との連携の実態等を明らかにする。</p> <p>② 里親等支援の実態把握等</p> <p>里親養育包括支援（フォスタリング）事業等を活用し、先駆的な取組を行っている自治体やフォスタリング機関等に対し、支援対象者や支援内容、支援体制の実態、児童相談所・市町村その他関係機関との連携の実態等を明らかにする。</p> <p>③ 社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等</p> <p>社会的養護自立支援事業等を活用し、先駆的な取組を行っている自治体や児童養護施設等、自立支援事業者等に対し、支援対象者や支援内容、支援体制の実態、児童相談所・医療機関・就労支援機関その他関係機関との連携の実態等を明らかにする。</p> <p>※上記の①から③の調査及び分析を行うに当たり、必要に応じて有識者等の専門的な知見を有する者からの助言等を受ける機会を設けることとする。その際には、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>※なお、調査研究を進めるにあたっては、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 社会的養育支援係（内線4577） 指導係（内線4878） 措置費係（内線4880）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 1	社会的養護関係施設等の経営実態及び施設等職員の勤務実態に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育優先の原則が明示され、現在、里親支援体制の充実や、施設における小規模化・地域分散化、高機能・多機能化が進められているところである。</p> <p>そのような中、令和3年度に開催した社会的養育専門委員会の報告書（令和4年2月10日公表）においては、里親・ファミリーホームに関して、「里親の種別、里親要件、柔軟な里親制度の運用やファミリーホームと里親の定員など里親、ファミリーホームのあり方について、施設の小規模化の今後も含めて、速やかに検討を開始」との提言がなされている。</p> <p>また、施設に関しては、「児童福祉施設と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始」との提言がなされている。</p> <p>本調査研究では、今後の施設等のあり方の検討の基礎資料とするため、里親・ファミリーホーム及び児童養護施設等の職員配置等の状況や決算情報等を収集・分析することにより、児童指導員をはじめとした職員の給与の状況や児童養護施設等の経営状況等について分析を行う。</p> <p>あわせて、施設等職員の勤務実態を可視化・定量化し、現状課題の抽出・論点整理等を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉分野、介護福祉分野の先行研究を参考に調査の設計を行うこと。 ○児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム（以下、「児童養護施設等」という。）に対して調査票を送付し、令和4年度の各施設における職員の配置・雇用形態・賃金等の状況や施設の決算に関する情報を収集・集計・分析することにより、児童指導員をはじめとした職員の給与や賞与の水準について分析するとともに、これらと施設全体の収入や支出との関係についても分析・検証を行う。また、収入と支出の分析に当たっては、国庫補助や地方公共団体の単独補助について区別して分析を行う。 ○あわせて、職員の業務実態を明らかにするため、児童養護施設等に対して送付して調査票を送付し、勤務実態の可視化・定量化し、現状課題の抽出・論点整理等を行う。 ○上記の調査及び分析を行うに当たり、必要に応じて有識者等の専門的な知見を有する者からの助言等を受ける機会を設けることとする。その際には、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。 ○その他、調査研究を進めるにあたっては、こども家庭庁担当課と協議すること。
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p> <p>※ 令和5年中に、中間報告を提出していただきたい。また、それ以後についても、調査の進捗に応じて、報告願いたい。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 課長補佐（内線4873）

	措置費係 (内線4880)
--	---------------

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題12	里親・ファミリーホーム・施設のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育優先の原則が明示され、現在、里親支援体制の充実や、施設における小規模化・地域分散化、高機能・多機能化が進められているところである。</p> <p>そのような中、令和3年度に開催した社会的養育専門委員会の報告書（令和4年2月10日公表）においては、里親・ファミリーホームに関して、「里親の種別、里親要件、柔軟な里親制度の運用やファミリーホームと里親の定員など里親、ファミリーホームのあり方について、施設の小規模化の今後も含めて、速やかに検討を開始」との提言がなされている。</p> <p>また、施設に関しては、「児童福祉施設と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始」との提言がなされている。</p> <p>本調査研究では、報告書において提言のあった検討を進めるため令和4年度に実施した「里親・ファミリーホーム・施設のあり方に関する調査研究」を先行研究として、里親・ファミリーホーム・施設における養育の実態を更に踏み込んだ形で明らかにしていくことを目的として調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>○検討にあたっては、令和4年度に実施した「里親・ファミリーホーム・施設のあり方に関する調査研究」を踏まえるとともに、里親・ファミリーホーム、各施設協議会、自治体、学識経験者等からなる検討委員会を設置するなどし、それぞれの現場の実態に即した検討がなされる必要がある。</p> <p>○里親会、ファミリーホーム協議会、各施設協議会、自治体など関係者の協力を得て、現状を把握するためのアンケート調査・ヒアリング調査等を実施し、実態や課題等を把握する。</p> <p>○上記調査結果に基づき、現状の課題を整理した上で、今後、里親・ファミリーホーム、施設それぞれのあり方について検討すべき点（施設の小規模化・地域分散化等の状況を踏まえ、施設やファミリーホーム等で支援する人数や、それを支える職員の人員配置のあり方等）を明らかにする。</p> <p>○なお、調査研究を進めるにあたっては、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 課長補佐（内線4873） 児童福祉専門官（内線4879） 措置費係（内線4880） 指導係（内線4878）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題13	里親支援業務に関する普及啓発から効果的な人材育成に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>現在、里親支援については、児童相談所設置自治体等においてフォスタリング事業（裁量的経費）として取り組まれているところであるが、令和4年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により、令和6年4月からは新たに里親支援センターとして児童福祉施設に位置付けられ、人員・設備・運営基準を国が定めるとともに、その運営に要する費用については、措置費（義務的経費）で支弁することとなっている。</p> <p>現行、平成30年度に実施した調査研究事業の内容に基づき、フォスタリング機関職員等に対して研修が行われているところであるが、令和5年度は研修に加え、全国フォーラム開催を実施し、里親支援業務の普及啓発も行い、令和6年の法施行に向けさらなる体制整備を図っていく予定である。</p> <p>このため、里親支援センターの設置や里親養育の包括的な支援体制の整備、養育の質の向上、委託されているこどもの権利擁護に向け、里親支援業務の普及啓発や、効果的な人材確保・育成のための研修カリキュラムに関する検討を行うことを目的として調査研究を実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者等により構成される検討委員会方式により検討会を開催し、調査の手法や分析等を行う。なお、構成員の決定等について、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。 ・有識者等からなる委員会での専門的見地による検討・助言を踏まえ、平成30年度に実施した調査研究のカリキュラム内容をもとに、以下の内容等を盛り込んだ研修カリキュラムを作成する。 ・里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、里親養育への支援、こどもの自立支援の各段階において、里親とこどもについての適切なアセスメント、里親との信頼関係を基盤とした里親養育のサポートやスーパービジョンまたは支援のコーディネートといったソーシャルワーク、チーム養育を実現するための関係機関との連携、被措置児童虐待防止等こどもの権利擁護に向けた取組等の内容を盛り込み、里親支援業務に求められる人材及びその育成のポイントについて整理を行う。 ・里親支援業務の普及啓発及び理解の促進に向け、現在課題となっている点の分析を行い、課題を踏まえた対策等について検討を行う。 ・その他、本調査研究を進めるにあたっては、こども家庭庁担当課と協議すること。
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4879） 指導係（内線4878）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 4	被措置児童等虐待及び児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案の把握・検証等のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>被措置児童等虐待が発生した場合、都道府県等は児童相談所等と協力し、児童福祉審議会や有識者等の第三者を加えた検証・改善委員会において検証を行うことが求められている。これらの取組によって、今後の当該施設等での被措置児童等虐待の再発防止を図るといったねらいもあることから、事案発生以前からこうした事態を想定した対応スキームを構築しておくことが重要である。このため、こうした事案発生を想定し、検証・改善委員会の設置から検証、施設等へのフィードバックについて一連の手続きについて示したマニュアルを確立しておくことが、こどもの権利擁護の観点からも非常に重要である。</p> <p>また、施設等における児童の死亡事故や子ども間性問題等の重大事案については、事案発生後、施設等や各自治体において、他の被措置児童への対応や児童相談所、学校等関係機関への報告や情報共有等の対応を行っており、その対応は各自治体や施設等により様々である。このため、一定の標準化された手引きを作成することで、事案発生時に客観的な指標に基づいて対応することが有用である。</p> <p>本調査研究では、前者については、各自治体等における被措置児童等虐待発生時において、第三者を活用した対応事例等を収集することで、対応時の留意点や工夫、ポイント等をまとめた検証マニュアルを策定する。</p> <p>後者については、施設等において重大事案発生時に施設等や把握した機関のとるべき対応について、属人化されず、外的基準に基づいた組織的な対応を検討するための指標となる手引きを策定する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>被措置児童等虐待の第三者による検証・評価及び児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案の把握・検証等のあり方それぞれについて、各施設等や自治体（児童相談所、施設事案対応部署等）に対し、アンケート・事例収集を実施。</p> <p>また、それらを参考にヒアリング等も合わせて実施し、有識者等の意見を参考に「被措置児童等虐待の第三者による検証・評価マニュアル」、「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案の把握についての対応手引き」を作成する。</p> <p>なお、本調査研究を進めるにあたっては、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4885） 指導係（内線4878）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題15	里親等委託推進に向けた効果的なアセスメント・マッチング手法等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年児童福祉法改正により家庭養育優先原則が明記されるとともに、家庭と同様の環境における養育の推進に向け、都道府県社会的養育推進計画の策定要領において、概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上、概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上の目標を求めているところであるが、令和3年3月末時点の里親等委託率は23.5%となっている。里親等委託率の向上のためには、リクルートからの里親登録に加え、研修中のフォロー、実際に委託する際のマッチング、また委託に向けたアセスメント等、一連の支援がこどもを安定的に養育するにあたり重要である。</p> <p>このため、里親等委託の推進に向け、効果的な研修やアセスメント・マッチング手法等について調査・分析を行い、その効果などをまとめ、自治体や里親支援関係者等へ展開し活用することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者等で構成する検討委員会を開催し、調査の方法や分析等の検討を行う。なお、構成員の決定等について、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。 ・里親や児童相談所、里親支援関係者（フォスタリング機関、里親会等）に対して、里親登録への動機や、リクルート・研修中の支援内容がその後の委託にどう関係したか、また実際に委託する際のマッチングにおける効果的な支援について、アンケートやヒアリング等による調査を実施する。また、調査を分析することにより、効果的な支援を類型化する等、整理を行う。 ・研修内容（養育里親研修等）について実施機関ごとの取り組みを調査し、委託に向けた動機や委託後の養育に向けた効果的な研修内容の分析を行う。 ・自治体が独自に実施する週末里親・季節里親等を活用した里親のマッチングやアセスメント手法、またそのような手法が養育里親等への登録や、マッチングに向けどれくらい寄与しているのか実態を調査し、分析を行う。 ・自治体独自の取り組み等、効果的なアセスメントやマッチングに向けた手法の先行事例の収集を行い、分析を行う。 ・その他、本調査研究を進めるにあたっては、こども家庭庁担当課と協議すること。
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4879） 指導係（内線4878）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題16	社会的養護に係る統計調査等の効果的な実施に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童虐待に関する相談件数は令和2年に初めて20万件を超え、要保護児童数も20年以上4万人を超えるなど、児童への支援の充実が求められており、適切な政策を検討するためには児童や児童養護施設等の現状について、正確な実態を把握するための統計調査が重要となってくる。</p> <p>特に平成28年児童福祉法改正により家庭養育優先原則が明記され里親委託を推進するとともに、児童養護施設等の多機能化・高機能化を推進するなど児童福祉政策は大きな転換点を迎えており、真に政策に必要な調査項目の選定及びその集計・分析方法の検討、調査対象者に負担のない調査実施方法等については、これまで十分に精査・検討されてこなかった。</p> <p>このような新たな政策に対して、有効な検討材料となるエビデンスを提供し児童福祉政策の効率的な検討に資することを目的として、統計調査の実施方法や調査の内容を見直すための調査・分析を行う調査研究を実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者や統計調査の専門家等により構成される検討委員会方式により検討会を開催し、効率的な調査の手法や調査項目の選定、分析方法の検討等を行う。なお、構成員の決定等について、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。 ・海外での調査実施方法や、どのような項目を把握し政策に反映しているか文献等を元に先行事例の収集を行い、分析を行う。 ・自治体や児童相談所、児童養護施設等に対して、把握が必要な項目や負担のない調査実施方法等についてアンケートやヒアリング等による調査を実施する。また、調査を分析することにより、効果的な調査方法を確立する等、整理を行う。 ・その他、本調査研究を進めるにあたっては、子ども家庭庁担当課と協議すること。
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 指導係（内線4878）

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題17	児童養護施設等のICT化による効果的な事務処理のための調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育優先の原則が明示され、現在、里親支援体制の充実や、施設における小規模化・地域分散化、高機能・多機能化が進められているところである。</p> <p>そうした中、児童養護施設等の社会的養護関係施設に入所する児童が障害等を有する割合は年々増加しており、入所児童の支援にかかる職員の負担は増している。</p> <p>また、施設における高機能化・多機能化の取組により、入所児童の支援のみならず、施設の専門性を活かし、里親や地域の要支援家庭などへの支援を行うこととしているため、児童養護施設等に勤務する職員の業務負担は増大している。そこで、施設の職員の業務負担軽減を目的として、各自治体等で定められている支援記録の項目や措置費の申請処理の事務等について、実態把握を行い、ICTなどを活用した事務処理の標準化に向けた検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>○各施設協議会、自治体など関係者の協力を得て、現状を把握するためのアンケート調査・ヒアリング調査等を実施し、実態や課題等を把握する。</p> <p>○上記調査結果に基づき、現状の課題を整理した上で、ICTなどを活用した事務処理の標準化について検討すべき点を明らかにする。</p> <p>○なお、調査研究を進めるにあたっては、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 課長補佐（内線4873） 児童福祉専門官（内線4879） 措置費係（内線4880） 指導係（内線4878）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題18	都道府県等における次期社会的養育推進計画の策定推進等に向けた調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>都道府県等社会的養育推進計画については、社会的養育専門委員会報告書（令和4年2月）において計画的な整備のための計画とすべきとされたことから、令和4年度の調査研究において、令和4年児童福祉法改正も踏まえ、都道府県社会的養育推進計画（以下「計画」という。）に新たに盛り込むべき内容や適切な評価指標について検討しているところ。</p> <p>その内容を踏まえ、令和5年度の秋頃までに次期計画策定要領を都道府県等に発出し、令和6年度末までに次期計画を策定するよう依頼することとしているが、次期計画においては、里親数や施設数に加え、児童家庭支援センター等の機関や権利擁護等の体制などについても計画的な整備方針を定めるよう求めることとしていることから、次期計画策定を促すため、都道府県等における整備方針の検討等に資するよう、地域の実態把握や見込み量の算出方法等について示していくことが重要。</p> <p>このため、本調査研究において、これらについて具体的に検討を行うとともに、都道府県等に対する次期計画策定に向けた支援として、都道府県等の計画策定担当者を集めた意見交換の場の開催などを行うこととする。</p> <p>加えて、現行計画において、国は毎年、都道府県等の取組状況等の評価を公表するものとされているが、次期計画への接続の観点からも、これまでの調査設計・結果等を踏まえ調査設計を見直すとともに、調査の実施、結果の評価・検証を実施することとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）地域の実態把握や見込み量の算出方法等の整理</p> <p>地域の実態把握や整備すべき資源の見込み量の算出の方法等について、有識者へのインタビュー調査、先行自治体等に対するヒアリング調査等を実施し、それらの結果をもとに取りまとめる。</p> <p>（2）計画策定に向けた意見交換の場の開催</p> <p>（1）の結果も踏まえ、都道府県等の計画策定に資する好事例の紹介や担当者間の意見交換等を目的とした勉強会等を開催する。</p> <p>（3）現行計画に基づく取組状況の評価・検証</p> <p>国による都道府県等の取組状況等の評価について、これまでの調査設計・結果等を踏まえ調査設計を見直すとともに、調査実施、結果の評価・検証を実施する。</p> <p>（4）有識者等から助言等を受ける機会の確保</p> <p>本調査研究は、有識者、自治体関係者等の専門的な知見を有する者により構成される検討委員会を設置して実施する。なお、委員の人選については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電

	子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	家庭福祉課 企画係（内線4576）

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題19	家庭支援事業の適切な運用のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>地域関係の希薄化や核家族化などにより、負担や悩みを抱える子育て世帯が多くなっている。そのような状況を踏まえ、令和4年改正児童福祉法において、子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を創設するとともに、子育て短期支援事業を拡充（親子入所支援や入所希望児童支援など）し、家庭支援事業（※）として、子育て家庭を支えていく大きな役割を果たすことが期待されている。</p> <p>（※子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業の6事業）</p> <p>これらについては、令和3年度から「安心こども基金」を活用し、令和6年度の施行に先駆けて、自治体における先行した取組を支援しているところ。本調査では、こうした自治体の取組状況を調査・分析し、横展開できる好事例等を収集するとともに、特に子育て世帯訪問支援事業と児童育成支援拠点事業においては、事業の質を担保する観点からその適切な運用が図られるよう、有識者の参画の下、研修の内容や事業を提供する際の留意事項等について検討する。また、調査研究の成果について、自治体やNPO等の関係者を集めた勉強会を開催し、これらの事業の担い手の掘り起こしと改正法の趣旨の周知広報を図ることを研究の目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）取組状況及び事例の調査と事例集の作成</p> <p>令和3年度「安心こども基金」を活用し、改正法施行に先駆けて上記4事業を実施している自治体へアンケート調査を行い、収集した情報のなかから設置運営形態や所在地等を考慮して各事業5カ所程度を抽出し、利用促進に資する取組や、実施方法、職員の研修内容、実施に当たっての工夫、課題等についてヒアリングを行う。結果については事例集としてとりまとめる。</p> <p>（2）子育て世帯訪問支援事業および児童育成支援事業における留意点等の策定</p> <p>令和4年度に実施された調査研究（新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究）や（1）の結果も踏まえ、有識者の参画の下、職員の研修内容や事業を提供する際の留意事項等について検討を行い、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業のガイドライン等を策定する。なお、ガイドライン等には、実際に自治体等の現場で活用可能な研修素材に関する情報や報告様式等を盛り込むものとする。</p> <p>（3）担い手掘り起こしと改正法の趣旨の周知広報に向けた勉強会の開催</p> <p>（1）・（2）により作成した事例集及びガイドライン等を用いて、自治体やNPO等の関係者を集めた勉強会等を開催し、これらの事業の担い手の掘り起こしと改正法の趣旨の周知広報を図る。</p> <p>※ 検討に当たっては、当該課題に知見にある有識者等からなる検討委員会を設けて意見を聞くこと。</p>

	※ 本調査研究を進めるにあたっては、こども家庭庁担当課と協議すること。
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	家庭福祉課 家庭支援係（内線４８６９）

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題20	ひとり親家庭等への支援等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>厚生労働省では、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、経済的支援などの総合的な支援に取り組んでいる。</p> <p>本調査研究は、次の1～3に掲げる調査・検証等を行うことにより、今後のひとり親家庭等への支援施策の在り方等について検討することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童扶養手当制度について、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）に基づき、事実婚に該当するか否か等の認定判断が困難な事例や、現況届の対面原則の見直しに関する意見等を調査し、児童扶養手当支給事務の運用実態の把握（分権対応） 2 ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制強化事業実施自治体における利用状況・事業効果について調査を行い、標準化や相互運用可能性を検証し、その結果の横展開。（行革対応） 3 高等職業訓練促進給付金について、令和3年度から取り組んでいる拡充措置の効果を調査・検証し、令和6年度以降の予算の在り方を検討することを目的とする。
想定される事業の手法・内容	<p>以下の1～3に関する実態調査等を実施する。</p> <p>1～3の実態調査、2及び3の検討委員会については、必要に応じて併せて実施することも可能とする。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、こども家庭庁担当課と協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・児童扶養手当支給事務に関する調査 <p>地方自治体に対し、事実婚に該当するか否か等の認定判断が困難な事例や、現況届の対面原則の見直しに関する意見等の調査を行う。</p> <p>（1）実態調査の実施</p> <p>都道府県（47か所）、市区町村（1,741か所）に対し、調査を行う。</p> <p>調査項目は、厚生労働省（こども家庭庁）に協議の上決定するものとする。</p> <p>なお、調査結果については、令和5年7月末までに速報値をとりまとめるものとする。</p> <p><主な調査項目></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受給資格の認定が困難な事例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定が困難な事例の内容 ・ 当該事例に関する地方公共団体の見解 等 ② 現況届の対面原則の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 対面以外の手続も可能とするものの是非

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対面を原則としないことに伴う受給者及び地方公共団体への影響 等 <p>2. ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業に関する調査等</p> <p>令和2年度から令和4年度にひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業（以下「ワンストップ事業」という。）を活用した自治体に対し、事業効果等に関する調査を行うとともに、検討委員会を設置し、調査結果を基に仕様の標準化や今後ワンストップ事業を活用して整備する自治体が相互運用可能とすべき点について検証する。</p> <p>(1) 実態調査の実施</p> <p>令和2年度から令和4年度にワンストップ事業を活用した自治体（16か所）に対し、ワンストップ事業により整備したシステムの利用状況・事業効果について調査を行う。</p> <p>調査項目は、こども家庭庁担当課に協議の上決定するものとする。</p> <p>(2) 検討委員会の設置・運営</p> <p>学識経験者等（4名程度）からなる検討委員会を設置し、ワンストップ事業に関する調査に必要な項目等を検討するとともに、調査結果を基に、仕様の標準化や今後ワンストップ事業を活用して整備する自治体が相互運用可能とすべき点について検証する。</p> <p>検証については、こども家庭庁担当課に協議の上行うものとする。</p> <p>3. 高等職業訓練促進給付金に関する調査等</p> <p>地方自治体を通じ高等職業訓練促進給付金を活用したひとり親に対し、取得した資格及び就業状況等の調査を行うとともに、検討委員会を設置し、調査結果を基にひとり親家庭の自立に向けてより効果的な資格を検証する。</p> <p>(1) 実態調査の実施</p> <p>都道府県（47か所）、市（792か所）、特別区（23か所）、福祉事務所設置町村（46か所）を通じ、高等職業訓練促進給付金を活用したひとり親（7,000人程度）に対し、取得した資格及び就業状況等の調査を行う。</p> <p>調査項目としては、以下を参照しつつ、(2)で設置する検討委員会での議論を踏まえ、こども家庭庁担当課に協議の上決定するものとする。</p> <p>なお、調査結果については、令和5年7月末までに速報値をとりまとめるものとする。</p> <p><主な調査項目></p> <p>①取得した資格、②訓練期間、③資格取得後就職までに要した期間、④勤続年数、⑤給与所得額 等</p> <p>(2) 検討委員会の設置・運営</p> <p>学識経験者等（4名程度）からなる検討委員会を設置し、自立に向けてより効果的な資格を検証するために必要な調査項目等を検討するとともに、調査結果より自立に向けてより効果的な資格を検証するものとする。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果の概要（PowerPoint 媒体）及び詳細データ（Excel 媒体） ・ 調査研究報告書・提言（調査結果の検証結果及び検証の結果より効果的と

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 2 1	こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の施行に向けた具体的運用に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童相談所や市区町村における虐待相談対応件数は年々増加し、また悲惨な虐待死事例も依然として発生している中、子ども家庭福祉に関わる専門職の体制を強化するとともに、その資質を向上させていくことは喫緊の課題である。</p> <p>こども家庭福祉に関わる者の専門性の向上策については、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、新たなこども家庭福祉のソーシャルワーカーに関する資格（以下「認定資格」という。）が位置付けられた。これを踏まえ、子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループにおいて、認定資格の創設に向け必要となる具体的事項について、議論の上、とりまとめがなされたところ。その中で、認定資格WGにおいては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修を担う教員への講習や演習の具体的な実施方法について、例えば、調査研究を実施し、教員向けの講習会を実施することや演習教材の例を作成すること等について検討する等、国において一定の関与をしながら検討すること旨の提言がなされているところ。 <p>これらを踏まえ、認定資格の研修の質を担保し、また安定的な制度運用を行うため、認定資格の施行に向け、テキストの例や講習会の実施等の詳細を検討するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①研修カリキュラムに関するテキストの例の作成 ②見学実習の具体的フロー等、研修の実施方法に関する検討と試行的実施 ③認定機構が資格制度を運用する上での、講習の指導者のありかた、教員への講習会の実施等に係る検討 ④ 認定資格に関する周知方法の検討・実施 <p>を行うことを目的とし、本調査研究を実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>こども家庭福祉の有識者、自治体関係者（都道府県・市区町村等）、養成団体、職能団体からなる検討委員会を設け、研修カリキュラムに関するテキストの例の作成や、研修の実施方法に関する検討、認定機構が資格制度を運用する上での、講習の指導者のありかた、教員への講習会の実施等に係る検討を行う。また、見学実習の具体的フロー等、研修の実施方法に関し、試行的実施をしながらその内容を検討する。加えて、認定資格の取得を自治体や市区町村職員、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者に対してわかりやすく説明するとともに、資格取得意欲が上がるような効果的な周知方法を検討し実施する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及び報告書の概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードや</p>

	エクセル等) も併せて提出すること。
担当課室・担当者	家庭福祉課 虐待防止対策推進室 企画法令係 (内線4870)

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 2 2	意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正児童福祉法」という。）では、児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象として、子どもの福祉に関し、知識または経験を有する者（意見表明等支援員）が、子どもの意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等の必要な支援を行う事業（意見表明等支援事業）を実施することが、都道府県の努力義務となった。</p> <p>さらに、改正児童福祉法の審議における衆議院及び参議院の附帯決議では、意見表明等支援事業に関し、「子どもへの意見聴取等が適切に実施されているかについて評価および検証を行うこと。」「意見表明等支援事業を導入した自治体と導入しなかった自治体を科学的に比較して効果測定を行い、その仕組みを改良していくこと。」「意見表明等支援事業において、子どもの視点に基づいたKPI（重要業績評価指標）で表すこと」とされている。</p> <p>これを踏まえ、本調査研究では、KPIの設定例、評価及び検証の在り方を検討した上で、複数の自治体で試行的に評価検証を実施するなどし、効果測定を行う。そして、今後、意見表明等支援事業を実施する自治体が、事業の評価及び検証を実施し、PDCAサイクルの構築・運用を図っていく上で参考となる例を示すことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者、社会的養護経験者、自治体職員等からなる検討委員会を設け、KPIの設定例、評価及び検証の在り方を検討する。検討した指標を用いて、試行的に事業実施自治体と未実施自治体で評価検証を行い、比較するなどの方法が想定される。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及び報告書の概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 虐待防止対策推進室 企画法令係（内線4895） 児童相談係（内線4899）</p>

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題23	ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>ヤングケアラーについては、令和3年5月に取りまとめられた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」において、早期に発見し適切な支援につなげることが明記された。</p> <p>これを受け、地方自治体による実態調査やヤングケアラーコーディネーター配置等の体制整備を支援しており、今後、外国語対応が必要な家庭に対する通訳派遣も支援するなど、更に取り組を充実・強化することとしている。</p> <p>これらの取組を充実・強化するためには、「子どもまんなか社会の実現」の視点が重要であり、それぞれの支援が、ヤングケアラーや家族にもたらした影響等を正確に把握し、的確に支援を行うなど、精緻化することが求められる。</p> <p>そこで、これまでの支援等の取組を通じて、ヤングケアラー等にとってその支援がもたらした影響を把握・整理することで、ヤングケアラー支援を更に充実・強化することができるほか、効果的な影響をもたらした支援について、重点的に予算を配分することにより、ヤングケアラー等を的確に支援することができる。</p> <p>よって、ヤングケアラー支援の効果的取組について研究することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>以下の事項について調査研究を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ヤングケアラー本人に対するアンケート調査及びヒアリング調査 ② ヤングケアラー家族に対するアンケート調査及びヒアリング調査 ③ ヤングケアラー支援団体に対するアンケート調査及びヒアリング調査 ④ 地方自治体における効果的な取組事例（ベストプラクティス）の収集・分析 <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、子ども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記調査研究の結果をまとめた報告書について、電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室 自治体支援係（内線4849）

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 24	統括支援員の育成に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和4年の児童福祉法の改正により、市町村において設置に努めることとされたこども家庭センターにおいては、母子保健と児童福祉それぞれの担当職員が共同して業務を遂行するため、双方の業務に関する十分な知識を有する統括支援員を配置することを想定している。</p> <p>こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉をつなぐ統括支援員は、一体的かつ切れ目のない相談支援体制を構築するにあたり非常に重要な役割を担うことから、その役割を十分に理解して業務を行う必要がある。</p> <p>他方、母子保健分野と児童福祉分野はそれぞれ業務において必要としている資格や要件、求められる知識や専門性が異なっていることから、双方に知識を有する者が必ずしも十分に確保できない場合もあることも想定される。</p> <p>こうしたことを踏まえ、統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等を整理し、統括支援員の育成及び資質向上のための研修カリキュラムの開発等の検討を行うこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>学識経験者や地方自治体で子育て相談支援実務に携わる者等により構成される検討委員会を設置し、研修のカリキュラム構成と研修を実施する際の研修教材の作成を行う。</p> <p>また必要に応じ、地方自治体等へアンケート・ヒアリング調査を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会の人選等については、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及びその概要、研修テキストについては、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室 調整係（内線4896）

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題25	こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童相談所や市区町村における虐待相談対応件数は年々増加し、また悲惨な虐待死事例も依然として発生している中、子ども家庭福祉に関わる専門職の体制を強化するとともに、その資質を向上させていくことは喫緊の課題である。</p> <p>こども家庭福祉に関わる者の専門性の向上策については、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、新たなこども家庭福祉のソーシャルワーカーに関する資格（以下「認定資格」という。）が位置付けられた。これを踏まえ、子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループにおいて、認定資格の創設に向け必要となる具体的事項について、議論の上、とりまとめがなされたところ。その中で、認定資格WGにおいては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国においてはこの提言内容に基づき、研修課程や試験をはじめとした認定資格の制度の骨格や、当該認定資格の講習の認定や試験、登録等を行う認定機構の基準について、安定的な制度運用がなされるよう、法令や通知等の整備を進めるべきである。なお、本提言内容に基づく認定資格の運用については、制度の施行状況等を鑑み、必要な見直しを検討すべきである <p>旨の提言がなされているところ。</p> <p>これらを踏まえ、認定資格の研修の質を担保し、また安定的な制度運用を行うため、研修の運用及び今後の在り方の検討に資するよう、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 資格取得見込み者数の推計 ② 認定資格の研修内容や今後の在り方の検討に係る評価方法の検討 ③ 認定資格の今後の在り方に係る検討材料の収集 <p>を目的とし、本調査研究を実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①については、児童相談所職員や市区町村職員、児童福祉施設職員や、児童相談所や市区町村、児童福祉施設の雇用主に対し、資格取得希望をアンケートにより把握するとともに、資格取得に向けた課題等をヒアリングなどにより把握する。</p> <p>②については、こども家庭福祉の有識者、自治体関係者（都道府県・市区町村等）、養成団体、職能団体からなる検討委員会を設け、評価の枠組みを設計するとともに、認定資格の研修内容や今後の在り方の検討に係る評価指標の策定を行う。</p> <p>③については、認定資格と類似する国内外での取組事例を制度・運用の点から文献調査やヒアリング等により収集し、認定資格の実情、課題、先進取組例を把握する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及び</p>

	報告書の概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	家庭福祉課 虐待防止対策推進室 企画法令係（内線４８７０）

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題26	母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築にかかる事例収集についての調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>こども家庭センターにおいては、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直した全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援機関として、令和6年4月から施行されることとなる。</p> <p>組織の見直しに当たっては、市町村の実情を踏まえて柔軟に対応いただくことを想定しているが、実施にあたり、どのような体制整備を行うかの検討に苦慮している自治体もあると聞く。</p> <p>一体的な運用については様々な方法が考えられるが、施行に先駆けて実施を進めている自治体において、どのような手法で一体的相談体制を構築しているのか、その過程や効果、課題などの事例を収集し、横展開することによって、こども家庭センターの全国展開を推進することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>母子保健と児童福祉の一体的相談体制を構築している自治体へアンケート・ヒアリング調査を行い、その過程や効果、課題など、地方自治体において一体的相談体制を構築するにあたり有効となる事例を収集し、その横展開を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方等については、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及びその概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室 調整係（内線4896）

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題27	児童相談所における記録の保存等における調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童相談所における児童記録票の保存期間は、児童相談所運営指針（児発133号平成2年厚生省児童家庭局長通知）等に基づき、各自治体の文書管理規則等により具体的な保存期間が設定されている。</p> <p>令和4年2月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書では、「子どもの出自を知る権利に配慮する観点も踏まえ、児童相談所や施設、里親等で自らが受けた対応等について知りたいと思った時に確認することができるよう、児童相談所運営指針における「長期保存とする文書」の範囲を見直すことが必要であり、このため、自治体の状況等について丁寧に把握・議論する必要があるため、調査研究などできるものから着手する必要がある」とされている。</p> <p>本調査研究においては、「長期保存」の考え方も含め、上記報告書において留意すべきとされている点を踏まえた児童相談所運営指針の改正案に関する議論のたたき台となる資料を作成する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>学識経験者、児童相談所関係者、社会的養護経験者等からなる検討委員会を設け、作成を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書、研修テキストについては、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課虐待防止対策推進室 室長補佐（内線4874） 児童福祉専門官（内線4863）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題28	児童相談所における児童心理司の役割と人材育成についての調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童相談所の体制強化を図るため、児童福祉司だけでなく児童心理司も増員を図ってきたが、近年の急激な増員の影響で、経験年数の浅い職員の割合が年々高まっている。しかし、児童心理司の人材育成については、大学で心理学を学んだ者、公認心理師等が任用要件となっているものの、児童心理司や児童心理司 SV（スーパーバイザー）としての法定研修は定められていない。したがって、児童心理司として求められる心理診断・心理ケアとは何か、これまで学んできた心理学の知見や技法などの専門性を児童心理司任用後はどのように活かしていくべきかが体系的に示されていないまま、各自治体・各児童相談所の経験や判断で、児童心理司の人材育成が行われているのが現状である。</p> <p>そのため、本調査研究では、児童心理司が児童相談所においてどのような役割を果たし、どのような支援を行っていくべきかを改めて明らかにし、そのために必要な専門性とそれを体系的に身につけるための研修とは何か、各自治体・各児童相談所における人材育成や研修の参考となる例を示すことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>自治体への調査、文献調査等の方法により、実情、課題、先進取組例を把握する。</p> <p>有識者、児童心理司等からなる検討委員会を設け、児童心理司に求められる役割と必要な専門性、体系的な研修カリキュラムや人材育成の在り方、長期的なキャリアパスについて検討する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及び報告書の概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 虐待防止対策推進室 児童相談係（内線4899）

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 29	産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>産後ケア事業は、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行うことで、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するものであり、令和元年の母子保健法の改正により法定事業化され、支援の対象者が出産後4か月から1年以内の女子に拡大されるとともに、事業の実施が市町村の努力義務とされたところである（令和3年施行）。また、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、令和6年度末までの全国展開を目指すこととされており、令和3年度時点の実施状況は1,360/1,741市町村（78%）となっている。</p> <p>政府としても、本事業の運営費の国庫補助の拡充や、利用者負担の減免支援の導入などを行うとともに、本事業のガイドライン（「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン（平成29年作成、令和2年8月改訂）」）を策定してきたところである。</p> <p>こうした中で、令和4年1月には、総務省により産前・産後の支援の取組状況についての行政評価・監視が行われ、市町村が事業を開始しやすく、取り組みやすい環境を整えるよう、都道府県の関与強化等について検討を行うよう勧告がなされている。これを受け、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、各自治体における産後ケア事業等の実施に関する実態調査を実施し、国や都道府県が果たすべき役割について検討を行っているところである。また、昨年末に取りまとめられた全世代型社会保障構築会議の報告書では、「産前・産後ケアの体制の充実を図るとともに、利用者負担の軽減を図る」ことが課題の一つとして挙げられたところである（なお、利用者負担の軽減については、令和5年度予算案において、これまで実施してきた非課税世帯に対する減免支援に加え、全ての世帯を対象とした減免支援の導入を行うこととしている。また、支援対象者について、「産後に心身の不調及び育児不安等がある者」から「産後ケアを必要とする者」と改正し、本事業がユニバーサルなサービスであることを明確化する予定としている。）</p> <p>上記のような状況を踏まえ、①本事業のガイドラインについて必要な見直しを行うとともに、②産後ケア事業の事業実施者への実態調査を実施することで、産後ケア事業の体制整備の充実に向けた検討を行う際の基礎資料を収集することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策大綱（https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/index.html） ・産前・産後サポートプランガイドライン 産後ケア事業ガイドライン（令和2年8月）（https://www.mhlw.go.jp/content/000658063.pdf） ・産後ケア事業事例集（平成28年）（https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/H28sangokeazireisyu_1.pdf） ・令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業） 中間報告（https://www.mhlw.go.jp/content/11908000/000991710.pdf）

	<ul style="list-style-type: none"> ・全世代型社会保障構築会議 報告書 (https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001025603.pdf) ・令和5年度予算案 産後ケア事業 (https://www.mhlw.go.jp/content/001029810.pdf)
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 有識者による検討会の設置・運営、会議資料、議事録作成等 関係団体及び自治体等の代表者（6～8名程度）から構成される検討会（5回程度）を設置し、以下①～③について検討を行うこと。また、有識者の委嘱及び謝金手続き、会議の日程調整、開催案内、資料送付等の検討会に関する事務手続きを行うこと。検討会開催にあたり、有識者への事前打ち合わせが必要な場合は、調整を行うこと。なお、有識者の選定についてはこども家庭庁担当課と相談の上、決定すること。</p> <p>【検討事項】</p> <p>①ガイドラインの改訂案検討。また、産後ケア事業における重大事案等の報告が自治体より提出された場合は、有識者による検討会において、当該事案の検証を行い、必要に応じてその検証内容をガイドライン改訂案に反映させること。</p> <p>②3.に掲げる産後ケア事業の事業実施者への実態調査に関する調査設計、調査項目、ヒアリング対象の事業実施者・自治体の選定等の検討。</p> <p>③調査結果の分析、とりまとめの実施。</p> <p>※ 検討会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響等に配慮し、オンラインによる開催等を検討し、対面の場合は、感染予防についての対策を講じること。</p> <p>2. ガイドライン改訂案の検討 ガイドラインについて、3.の本調査研究における実態調査の結果、昨今の制度改正等を反映するほか、既存の関係団体のマニュアルの内容も踏まえ、ケアの質の確保・向上に関する記載の充実を図ること。検討にあたっては、令和5年度こども家庭科学研究において実施予定の産後のケアに関する研究班とも必要に応じて連携を図ること。</p> <p>3. 産後ケア事業の事業実施者の実態調査（アンケート調査・ヒアリング調査）</p> <p>(1) アンケート調査票の発出及び回収・集計 自治体が委託している産後ケア事業実施者を対象として、アンケート調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。調査対象の抽出にあたっては、地域や事業類型に偏りがないよう考慮すること。調査項目等については、調査研究実施者において素案を作成し、検討会における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>(想定される主な調査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託している産後ケアの事業類型、施設の種類（併設・単独設置の別） ・受託元自治体名及び数 ・事業開始年月

	<ul style="list-style-type: none"> ・開所日時 ・利用可能児の月齢 ・利用定員（空きベッドの活用状況を含む。） ・利用申込人数・利用人数・稼働率・利用を断った件数（月別） ・職員配置、職種（他事業との併任状況を含む。） ・自治体からの委託金額・利用者への利用料金額 ・食事の提供状況 ・利用に至るまでの予約方法 ・ケアの内容（原則として提供しているケアの内容と、オプションとして追加料金を徴収して提供しているケアの内容及び料金）、研修やマニュアル等ケアの質を担保する取組み ・安全に関する体制、取組内容、マニュアル策定の状況 ・自治体、医療機関との連携 ・経営状況（産後ケア事業に係る事業収入、事業支出、事業収支） ・産後ケア事業の実施上の課題 等 <p>(2) ヒアリング調査</p> <p>（1）の調査結果を踏まえ、産後ケア事業の事業実施者及び自治体へのヒアリング調査を実施すること。なお、ヒアリング調査で得た結果について、2. ガイドライン改訂案に反映させることができる内容があれば、適宜反映すること。</p> <p>(3) (1)、(2) の調査については、産後ケア事業の体制整備の充実に向けた検討を行う際の基礎資料に資するよう、事業実施者における事業実施実態、課題、必要な支援、産後ケア事業の一定の質が担保され、また事業が安定的且つ継続的に実施されるために必要とされる事項について分析を行う。分析結果については、調査研究実施者において素案をとりまとめ、検討会における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>なお、本調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p> <p>また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予めこども家庭庁担当課の承認を得ること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>1. 上記2で改訂したガイドライン改訂案等の電子媒体（原則 Word とする）</p> <p>2. 上記3の調査による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。また、上記3のアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則 Excel とする）一式。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>母子保健課 母子保健指導専門官（内線4980）</p> <p>母子保健係（内線4975）</p>

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題30	里帰り出産等の実態に関する調査研究事業
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>各市町村において、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供できるよう体制の整備を推進している。また、産後ケア事業の法定化（令和3年4月施行）、令和4年補正予算にて出産・子育て応援支援事業が開始されるなど、母子保健に関する体制の充実が図られているところ。一方で、過去の調査研究において、50%の妊婦が里帰り出産をしており、里帰り出産のうち、里帰りの場合は、「同一市町村内」が43.7%、「同一都道府県内（他市町村）」が26.1%、「都道府県外」が26.9%の妊婦が里帰りしているとの報告があり、一定数、市外へ里帰り出産をする妊婦がいることが判明している。母子保健サービスは、住民票のある居住市町村が主体となって提供しているため、里帰り出産の場合は、妊婦健康診査、産婦健康診査の際に、里帰り先で居住市町村の受診券が利用できず、償還払いが必要になる場合などの手続きが負担という声が聞かれている。また、市町村においても、タイムリーに妊産婦の情報を把握することができないという課題がある。さらに、支援が必要な社会的にハイリスクな妊産婦が里帰り出産する場合、里帰り先の市町村及び医療機関との情報連携の課題や、妊娠中は問題がなく過ごせていた場合でも、産後に状況が変わった際に、市町村による情報の把握や適切な支援につなげることが困難等の課題が考えられる。</p> <p>上記のような状況を踏まえ、本調査研究事業では、里帰り出産をする妊産婦への支援策を検討する材料として、里帰り出産をする際の課題について、地方公共団体及び妊産婦への実態調査を行うことで、実態及び課題を把握し、支援策を検討する際の一助とすることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1. 有識者による検討会の設置・運営、会議資料、議事録作成等 関係団体及び地方公共団体等の代表者（6名程度）から構成される検討会（3回程度）を設置し、アンケート調査及びヒアリング調査の項目等について検討すること。また、調査結果の分析、調査結果を踏まえた支援策を提言すること。なお、有識者の委嘱及び謝金手続き、会議の日程調整、開催案内、資料送付等の検討会に関する事務手続きを行うこと。検討会開催にあたり、有識者への事前打ち合わせが必要な場合は、調整を行うこと。有識者の選定については子ども家庭庁担当課と相談の上、決定すること。検討会の開催にあたっては、対面、オンライン、対面・オンラインの併用など、有識者の状況等を考慮し開催方法を決定すること。</p> <p>2. 市町村へのアンケート調査（悉皆調査）の実施 （1）調査票の発出及び回収・集計 市町村（1,741自治体）を対象として、調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。調査項目等については、事業実施者において素案を作成し、子ども家庭庁担当課の意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p>

<想定される主な調査項目>

- ・(居住自治体としての役割) 里帰り出産をする場合の対応(里帰り先で妊婦健康診査・産後ケア事業等の母子保健サービスを受ける医療機関等との契約・償還払いの仕組み、償還払いの年間件数、償還払い等の申請手続きの電子化等の有無、妊産婦健診や産後ケア事業等の結果の居住市町村への共有方法)
- ・(受け入れ先自治体としての役割) 里帰り出産する妊産婦への支援について(里帰り妊産婦への母子保健サービスの提供の有無、市町村間の情報連携、医療機関との情報連携の課題、里帰り出産される方への支援の課題など)
- ・妊産婦健診全般: 集合契約での単価設定状況、ハイリスク妊産婦等に関する医療機関と自治体の対応フローの有無等等

(2) 調査結果の分析

調査結果から、里帰り出産に関する課題等に関する分析を行う。

3. 市町村、都道府県へのヒアリング調査(抽出調査)の実施

アンケート調査の結果を踏まえ、市町村及び都道府県に対するヒアリング調査を行う(対象自治体は、「里帰り先の市町村との情報連携」「居住市町村との情報連携」「里帰り先の医療機関との情報連携」、「償還払いの手続きの電子申請」などのバランスを考慮するとともに、妊産婦への償還払いの負担軽減の取組や、里帰り妊産婦への情報連携や母子保健サービスの提供などを実施している自治体として15~20自治体程度とする)。この際、ヒアリング項目等については、事業実施者において素案を作成し、こども家庭庁担当課の意見を踏まえ修正等を行うものとする。

ヒアリングの結果から、今後の課題や好事例などの整理を行うこと。

4. 産婦へのアンケート調査の実施(抽出調査) サンプル数は3,000程度

(1) 調査票の発出及び回収・集計

3~4か月健診等を対面で実施している市町村に協力いただき、健診会場にて、アンケート調査票を配布し、調査票の回答の回収・集計を行う。調査項目等については、事業実施者において素案を作成し、こども家庭庁担当課の意見を踏まえ修正等を行うものとする。

<想定される主な調査項目>

- ・妊婦の基礎情報(単胎・多胎の有無、出産回数、里帰りの有無、支援の必要性に関する情報、基礎疾患の有無等)
- ・妊娠中に活用した母子保健サービス等
- ・里帰り出産の場合(里帰り先(市内・市外・県外)、里帰りのタイミング(産前・産後)、里帰りの期間、償還払いの有無、里帰り先で利用した母子保健サービス、里帰り先でのニーズなど)

(2) 調査結果の分析

	<p>調査結果から、妊娠及び産後の母子保健サービスのニーズ及び里帰り出産に関する課題等に関する分析を行う。</p> <p>なお、本調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、あらかじめこども家庭庁担当課の了承を得ること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上記2～4の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書 2. アンケート調査及びアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則Excelとする）一式
<p>担当課室・担当者</p>	<p>母子保健課 母子保健係（内線4975） 母子保健指導専門官（内線4980）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 3 1	児童虐待防止医療ネットワーク事業及び医療機関における虐待通告等の実施に関する調査研究事業
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童虐待防止対策の観点から、地域医療における児童虐待防止体制の整備が重要である。医療機関における児童虐待対応の向上を目的として、平成24年度から、各都道府県、指定都市の中核的な医療機関を中心として、児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の教育等を行う「児童虐待防止医療ネットワーク事業」（以下、「本事業」という。）を開始した。また、平成26年度には「児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会」を開催し、「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」を策定し、実施医療機関等に周知を行ってきたところである。</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律第5条において、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等は、児童虐待の予防、防止、児童の保護、自立支援に関して、国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めると求められているが、近年、児童虐待防止の観点から医療機関に求められる役割にも変化が生じている。</p> <p>たとえば、令和4年度より児童相談所に医師及び保健師の配置が義務づけられたことや令和4年度の診療報酬改定においても、「不適切な養育等が疑われる小児患者に対する支援体制」を評価する養育支援体制加算が新設された。そのため、事業創設当時から様々な制度も変わっており、当該事業の実施状況を把握し、好事例等を収集しまとめることが必要である。</p> <p>本調査研究では、本事業の実態調査、当該事業以外も含め児童虐待対応に積極的に実施している医療機関の好事例等のヒアリング、医療機関における児童虐待の早期発見のための取組や適切な通告を阻む要因の有無の調査、児童相談所等から医療機関に求める機能等の調査を実施した上で、好事例等をまとめることを目的とする。</p> <p>（参考） 「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000042513.html R4 診療報酬改定「不適切な養育等が疑われる小児患者に対する支援体制の評価」P3 https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000911811.pdf</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1. 有識者会議の設置</p> <p>関係学会等（小児科、産科婦人科、救急医療や法医学等学会）や本事業実施自治体の担当者、本事業の拠点病院の担当者等、児童相談所等の代表者や児童虐待の専門知識を有する医療ソーシャルワーカー等から構成される6～8名程度の有識者会議を立ち上げ、①本事業の現状をヒアリングした内容から課題等を整理、②自治体や医療機関を対象とした本事業に関するヒアリング及びアンケート調査における調査項目等の検討、③3によるアンケート調査結果を基に課題等の分析・整理、④事例として共有すべき好事例の選定等</p>

を行う。

委員の選定については、こども家庭庁担当課と協議の上決定すること。

※ 会議の開催に当たっては、状況を鑑み、オンラインによる開催等を検討すること。

2. 本事業実施自治体及び拠点病院等へのヒアリング

本事業の現状及び課題、児童虐待防止について医療機関が果たすべき役割やそのための課題等を把握するため、以下に対してヒアリングを行う。

①本事業を実施している全自治体及び全拠点病院

②本事業を実施していない複数の自治体（可能な範囲で、当該自治体で児童虐待防止に関して中心的な役割を担っている医療機関*についてもヒアリングを実施することが望ましい）

②については、本事業を未実施の理由や当該自治体内で児童虐待防止に関する医療機関が果たしている役割等についてヒアリングを行う。※当該医療機関については、3. アンケート調査で病院を把握後のヒアリングでも可。

ヒアリング項目については、事業実施者において素案を作成し、こども家庭庁担当課との協議や業務の進行上可能な範囲で有識者会議における意見を踏まえ修正等を行うものとする。

3. アンケート調査の実施

(1) 調査票の発出及び回収・集計

全都道府県・指定都市及び「児童虐待防止医療ネットワーク事業」実施医療機関を対象として、アンケート調査を行い、回答の回収・集計を行う。

調査項目等については、事業実施者において素案を作成し、有識者会議における意見及びこども家庭庁担当課との協議を踏まえ修正等を行うものとする。

(調査項目案)

- ・自治体基礎データ
- ・児童相談所設置数
- ・小児科・産婦人科医療機関数、(把握していれば) CPT 設置医療機関数・養育支援体制加算の届出医療機関数、自治体内で中心となって児童虐待対応を行っている医療機関数・名称
- ・医療機関からの虐待通告の課題
- ・事業取組の有無、取組の内容、課題、事業実施の効果
- ・事業を実施していない場合、その理由
- ・院内の本事業実施体制
- ・本事業への院外の参加機関数、職種
- ・児童虐待対応において医療機関に求める役割（自治体側）と担う役割（医療機関側）

等

(2) 調査結果の分析

	<p>調査結果から、自治体（事業実施自治体に加えて事業未実施自治体を含む）や児童虐待対応に関する医療機関における課題等について分析を行う。分析結果については、事業実施者において素案をとりまとめ、有識者会議における意見及び子ども家庭庁担当課との協議を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>4. ヒアリング調査の実施（抽出調査）</p> <p>アンケート調査により好事例と判断した自治体及び医療機関の児童虐待対応の取組について、「2. 本事業実施自治体及び拠点病院等へのヒアリング」でヒアリングを実施していないものについて、それぞれ計5～10か所程度に対しヒアリング調査を行う。なお、ヒアリング項目については、事業実施者において素案を作成し、有識者会議における意見及び子ども家庭庁担当課との協議を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>5. 事例集等の作成</p> <p>ヒアリング調査及びアンケート調査の結果をまとめた上で、事例を収集・整理しまとめた事例集を作成すること。また、本事業を実施していない自治体の状況を整理・分析して、本事業の充実に資する提言を作成すること。作成にあたっては、事業実施者において素案を作成し、有識者会議、子ども家庭庁担当課における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>なお、本調査研究を進めるにあたっては、適宜、子ども家庭庁担当課と協議すること。また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予め子ども家庭庁担当課の承認を得ること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>1. 上記1～5の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書及び報告書の内容をまとめた概要資料</p> <p>2. ヒアリング調査及びアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則Excelとする）一式</p> <p>3. 上記5で作成した事例集等の電子データ（原則Wordとする）</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>母子保健課 母子保健係（内線4975）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題32	こどもの心の健康に関する調査研究事業
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>こどもの心の健康については、「健やか親子21（第二次）」の基盤課題「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」において、10代のメンタルヘルスケアが主要な課題として位置づけられており、「自殺死亡率に代表されるように、子どものこころの問題に関しては喫緊の課題」とされた。</p> <p>令和3年2月に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」においても、こどもの心の健康については、「学童期からの対策のみならず、親を含む家族等のこころの問題への支援が必要である。子どもの発達特性、バイオサイコソーシャルの観点（身体的・精神的・社会的な観点）等も踏まえた上で、行政機関、教育機関、民間団体等による多職種の連携を通じ、乳幼児期から思春期に至るまでの継続した支援を行うことが重要」と記載されている。さらに、令和3年12月に取りまとめられた「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」においても、幼児期から学童期、思春期に至る時期は、生涯にわたる健康の基盤となる心身を育む重要な時期であり、こどもの心のケアの充実が重要である旨、記載されている。</p> <p>こうした課題や、取組の方向性を踏まえ、今後、こどもの心の健康に関する取り組みを強化するために必要な対策等を検討することが必要である。</p> <p>平成23年度から実施している「こどもの心の診療ネットワーク事業」においては、医療機関を中心としたこどもの心の診療・支援体制の構築を行ってきた。一方で、こどもの心の健康の実態に関する国内のデータや、国内外における具体的な施策・支援策等の取組状況については十分把握できていない。</p> <p>このような観点から、今後の「こどもの心の診療ネットワーク事業」及び「健やか親子21」といった既存施策や、さらには、こどものウェルビーイングの向上に資するよう、こどもの心の健康に関する実態や施策・支援策等の取組状況について把握し、こどもの心の健康の推進に向けて包括的に取り組むために優先度の高い施策を整理・検討する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究で想定する調査手法等は次の通りとする。</p> <p>① 有識者会議の設置 こどもの心の健康に関する有識者等（5～6名程度）から構成される有識者会議（3回程度開催）を設置し、②及び③の調査項目等の検討、調査結果を踏まえた課題の分析及び④の提言の検討等を行う。 ※会議の開催に当たっては、オンラインによる開催等を検討すること。 ※構成委員の選定、具体的な検討内容、開催頻度等についてはこども家庭庁担当課と協議すること。</p> <p>② 国内におけるこどもの心の健康及び施策・支援策等の実態把握 （1）文献等の検索による情報収集・分析</p>

国内におけるこどもの心の健康について、

- ・こどもの心の健康状態についての文献・既存データによる情報収集
- ・こどもの心の健康に対する施策・支援策等についての情報収集を行う。

※文献・データについては、信頼性の高いものを中心に整理・分析を行うこと。また、施策・支援策等については、その有効性について評価が行われているなど、今後の政策において有用なものを中心に、整理・分析を行うこと。

(2) こどもの心の健康の支援の実態調査

都道府県等に対してこどもの心の健康の支援について、実態調査を行う。調査項目等については、事業実施者において素案を作成し、こども家庭庁担当課の意見を踏まえ修正等を行うものとする。

<想定される主な調査項目>

- ・こどもの心の健康状態についての把握状況
- ・こどもの心の健康に対する施策等の実施状況
- ・こどもの心の健康について連携している関係団体
- ・こどもの心の健康に関する課題 等

(3) ヒアリング調査の実施

(1) と (2) を踏まえ、こどもの心の健康に関する取組の好事例等について、自治体、医療機関、NPO 等の関係機関に対してヒアリング調査を実施する。

(4) こどもや保護者に対するアンケート調査、インタビュー

こどもや保護者を対象として、こころの健康に関するアンケート調査及びインタビュー（又はフォーカスグループ）を実施し、こどもの心の健康に対するニーズ等について把握する。調査項目等については、事業実施者において素案を作成し、こども家庭庁担当課の意見を踏まえ修正等を行うものとする。なお、調査の対象者として、こどもも含めることが望ましく、倫理的な面については十分に配慮すること。

③ 国外におけるこどもの心の健康及び指針等の実態把握

国外で報告されているこどもの心の健康に関する調査研究及び国レベルの指針等、当該指針等のこどもの健康増進施策全体における位置付けについて、情報収集を行う。可能な限り、系統的な文献検索を行い、ポピュレーションアプローチを念頭に、実現可能性や外的妥当性等についても分析した上で報告を行うこと。

想定される調査として、オーストラリアのこどもの心の健康に関するストラテジー、ニュージーランドのこどものウェルビーイングに関する指針、国際機関の指針等が挙げられる。

	<p>④ こどもの心の健康への対策についての提言</p> <p>上記②③を踏まえて、こどもの心の健康への対応を強化するために必要な対策及びその優先順位を検討し、提言を行う。</p> <p>なお、本調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予めこども家庭庁担当課の承認を得ること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 上記調査研究による結果をまとめた電子媒体（原則 Word とする）及び紙媒体による報告書</p> <p>(2) (1) の内容を簡潔にまとめた電子媒体（原則 PowerPoint とする）及び紙媒体による報告書概要</p> <p>調査研究に用いた電子データ（原則 Excel 又は Word とする）一式。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>母子保健課（内線 4 9 8 2、4 9 8 5）</p>

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題33	いわゆる「こどもホスピス」に関する国内の取組と支援体制に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>我が国において、小児がんや心臓疾患などの病気で療養中のこどもは、医学の進歩や医療体制の整備などにより、たとえ重い疾患や障害があったとしても、地域での暮らしを継続することが可能になりつつある。しかし、余命宣告をされたり、緩和ケアが必要な状態にあるこどもは、入院や受診により行動が制限されることも多いことから、すこやかな成長発達のための支援や環境の整備が十分であるとは言い難い。また、保護者・兄弟を含めた家族全体が、社会的・心理的に孤立してしまうと考えられる中、治療や療養中の支援のニーズも明らかになっていない。</p> <p>「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月21日閣議決定）において、「関係省庁と連携しながら、小児がん患児等が家族や友人等と安心して過ごすことができる環境の整備について検討を進める」とされているほか、「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）においても、「小児がん患者等が家族や友人等と安心して過ごすことができる環境の整備が求められており、多様な解決策がありうるが、どのような体制が、より望ましいのか、より実効性が高いのかについて、具体例を調査するなど検討を進める」とされており、いわゆる「こどもホスピス」に関する実態把握及び課題整理を行うことが求められている。</p> <p>本調査研究は、多様な形態で支援が展開されている、いわゆる「こどもホスピス」に関する国内の取組の現状及び課題を把握・分析することにより、その実態とニーズを明らかにし、今後の「こどもホスピス」に関する社会的支援や施策の在り方について検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究課題で想定する調査方法等は次のとおりとする。</p> <p>なお、本調査研究課題における「こどもホスピス」は、未だ日本国内で定義がなされていないことを踏まえ、「こどもホスピス」という名称にとらわれず、それに準じたこどもの支援に取り組む団体や事業所等も対象とすることとする。</p> <p>① 検討委員会の設置・運営 外部有識者等で構成する検討委員会を設置する。構成員の人選、実施回数等については、事前にこども家庭庁担当課と協議すること。</p> <p>② 文献調査 海外の小児緩和ケア及びいわゆる「こどもホスピス」の取組に関する文献を調査する。制度・統計・運営体制・提供される医療や支援等に分類し、イギリス・ドイツ・カナダ等の諸外国における実態及び課題を概観する。</p> <p>③ 実態調査</p>

	<p>全国の医療機関や団体において展開されている、いわゆる「こどもホスピス」やそれに類する活動の実態を把握し、運営状況（財政収支や活動実績等）による相違点を整理することにより、類型化及びその課題抽出を試みる。</p> <p><方法></p> <p>活動実績のある団体や事業所に対し、運営整備・支援体制などについて、アンケート調査による量的調査や、インタビュー調査による質的調査を実施し、全国のいわゆる「こどもホスピス」に関する取組を類型別にリスト化する。</p> <p>④ニーズ調査</p> <p>実態調査の結果を踏まえ、こどもの疾患や年齢、居住地域等に着目し、こども及び家族が必要としている支援のニーズを明らかにするため、こども及び家族（遺族を含む）に対し、インタビュー調査を実施する。</p> <p><方法></p> <p>小児がん拠点病院や連携病院をはじめとする、地域の小児医療機関や支援団体等を通して、療養中または、施設等を利用中のこどもや家族に調査協力を依頼し、こどもの疾患や年齢、居住地域別等のニーズを抽出し整理する。インタビューには細心の配慮を要するため、調査時期具や具体的方法等については、対象となるこどもや家族、関連する医療機関や支援団体等と十分に相談しながら進めることとする。</p> <p>なお、本調査研究の進め方等の詳細については、随時、こども家庭庁担当課と協議することとする。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>以下（１）～（４）の内容に加え、いわゆる「こどもホスピス」に関する実態把握や課題、支援の在り方等について、調査研究全体を通じての総合的な考察や提言を加えた報告書。</p> <p>（１）上記①の検討委員会での議論内容について、各回の概要等を取りまとめ、記録したもの。</p> <p>（２）上記②の調査結果について、諸外国における取組の経過や課題等を取りまとめたもの。</p> <p>（３）上記③の調査結果について、国内のいわゆる「こどもホスピス」の取組を類型別にリスト化する形で取りまとめたもの。アンケート調査やインタビュー調査結果を整理・分析し、それぞれ類型別の運営状況（活動実績や財務状況等）による課題を整理したもの。</p> <p>（４）上記④の調査結果を整理・分析し、こどもの疾患や年齢、居住地域別等のニーズを抽出し整理したもの。</p> <p>※ 報告書は、印刷物及び電子媒体により納品とすること。</p> <p>※ 本事業において収集・作成した情報等も全て電子媒体として納品すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>こども家庭庁設立準備室 参事官補佐（０３－６５５０－９４７２）</p>